

第4次きたいばらき男女共同参画プラン

令和7年度実施状況年次報告書

北 茨 城 市

1 計画の基本事項

(1) 計画の概要

男女が共に協働し、対等の立場で仕事やあらゆる活動に参加できるよう「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年 6 月施策）が策定されました。

本市においては、「男女共同参画社会基本法」に基づく男女共同参画社会の実現に向け、平成 30 年度から令和 4 年度の 5 年間を計画期間とする「第 3 次きたいばらき男女共同参画プラン」を策定し、総合的かつ計画的な男女共同参画の施策を推進してきました。

国においては、令和 2 年 12 月に「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を閣議決定し、基本的な方針の中では「男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」ととどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブ社会の実現にもつながるものである。」としています。

男女共同参画推進のあり方については、時代に応じた計画の見直しが行われている一方で、依然として「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的役割分担意識や、政策・方針決定過程における女性の参画が進んでいない状況であったり、妊娠・出産・子育て・介護により、就業希望はあるものの就業を中断せざるを得ない現状などから、引き続き健康で明るい社会の構築のため、男女共同参画社会の推進を図らなければなりません。

こうした状況のもと、「第 3 次きたいばらき男女共同参画プラン」が令和 4 年度をもって終了することから、これまでの施策の進捗状況や成果を踏まえ、今後取り組むべき課題や社会情勢の変化に対応し、本市における男女共同参画社会のさらなる推進を図るため「第 4 次きたいばらき男女共同参画プラン」の策定を行いました。

（２）計画の性格と位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づき、本市における男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

- I この計画は、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」と県の「茨城県男女共同参画基本計画（第 4 次）」を踏まえた上で、市が策定する「第 5 次北茨城市総合計画」、その他関連計画との整合性を図りながら「北茨城市男女共同参画社会に関する意識調査」の結果や北茨城市男女共同参画プラン等推進委員会及び市民の意見を尊重して策定しています。
- II この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画を包含するものとします。

（３）計画の期間

この基本計画の期間は、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間計画とします。なお、計画期間中に法改正や社会状況の変化により、基本計画の見直しが必要となった場合には、必要に応じて見直しを行い、男女共同参画社会の促進を図ります。

（４）計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、令和 3 年 12 月に「男女共同参画社会に関する意識調査」を実施したほか、知識経験者をはじめ、関係機関の代表、市民の代表者からなる「北茨城市男女共同参画プラン等推進委員会」や、「北茨城市男女共同参画推進本部」などにおいて協議を行いました。

2 基本目標

【Ⅰ】誰もが人権を尊重し認め合える意識づくり

「男性は外で仕事、女性は家庭を守る」といった固定的な性別役割分担意識が残っていることから、市民一人ひとりが意識を見直すことができるよう、家庭・学校・地域・職場を通し、男女共同参画社会の意識と理解促進、教育・学習の推進、人権の尊重への意識啓発に取り組みます。

また、性の多様性への理解や、性別に基づく固定概念にとらわれた表現や扱いを防ぐ環境づくりを推進します。

国際化については、人種・国籍などの外見的な違いだけでなく、価値観、ライフスタイルなどの一人ひとりの内面的な違いを理解し、尊重することが重要となっています。外国人市民が地域社会から孤立せず、共に安心して暮らしやすいまちづくりを進めるため、国際的視野に立った男女共同参画を推進します。

■施策の方向性

1. 男女共同参画の視点に立った意識改革
2. 男女共同参画を推進する教育・学習
3. 多様性の理解促進、人権の尊重

【Ⅱ】誰もがいきいきと活躍できる社会づくり

少子高齢化の進行と人生 100 年時代の到来に伴い、性別にかかわらず働きたい人がやりがいをもって職業生活を送ることのできる社会づくりが求められる一方で、働く世代が担う子育て・介護の負担はますます増加することが見込まれます。

子育て・介護等の人生の各段階におけるニーズにも対応し、多様な働き方を選べるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。

また、働く場における女性の活躍を推進するため、環境づくりへの支援や人材育成に取り組むとともに、活力ある地域社会を創生するため、行政や地域活動、家庭生活などあらゆる分野における男女共同参画を推進します。

■施策の方向性

1. 働き方を支える環境整備
2. 政策・方針決定過程への女性の参画促進
3. 農山漁村における男女共同参画の促進

【Ⅲ】誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

DV（ドメスティック・バイオレンス）やハラスメントは重大な人権侵害であり、どんな場合であっても男女を問わずして許されるものではありません。近年、SNSなどのインターネット上のコミュニケーションツールの広がりに伴い、若年層への被害拡大も見られます。被害の相談の中には相談者本人が生命の危険にさらされていたり、子供への虐待を伴っている場合等、複合的な問題を含むことも多いことから、関係各課及び関係機関等との連携を強化し、被害者の安全確保、支援体制の充実を図ります。

男性が中心となりがちな防災・復興の分野では、女性の参画を促進するとともに、性差に配慮した防災対策を推進します。

男女の生涯における健康においては、性や生命の大切さを啓発し、男女が互いの身体的な特徴を理解し、尊重し合うことが必要であり、生涯にわたり心身ともに健康な生活を送るための意識・健康づくりの推進を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済社会全体に大きな影響を及ぼし、生活に困窮する人や様々な困難を抱えている人に、より深刻な状況をもたらしており、市民一人ひとりに寄り添った自立支援・経済的支援を行います。

■施策の方向性

1. 男女間のあらゆる暴力の根絶
2. 防災・復興対策における男女共同参画の促進
3. 生涯を通じ、健康で幸せに暮らせる環境の整備

3 基本計画実施状況

(1) 実施状況の概要

- ①目的 「第4次きたいばらき男女共同参画プラン」に基づく取り組みや進捗状況を取りまとめ年次ごとに公表するものです。
- ②公表 令和5年度実施状況担当課評価に基づき、項目ごとでの評価を集計し公表します。

(2) 実施状況の評価について

評価については、以下の基準に基づき各担当課での評価となります。

「評価の欄」

- A：事業を実施し、大きな効果を得た。
- B：事業を実施し、一定の効果を得た。
- C：事業を実施したが、あまり効果を得なかった。
- D：事業を実施しなかった。

(3) 計画の推進について

プランに基づく着実な進行がされているかなど、定期的に進捗状況や達成状況の評価し、時勢や社会情勢の変化に柔軟に対応するため、プランの見直しが必要な場合は、市民や事業者等の意見を確認しながら、「北茨城市男女共同参画プラン推進委員会」を開催し、適切に見直しを図ってまいります。

(4)「第4次きたいばらき男女共同参画プラン」実施状況

基本目標Ⅰ【誰もが人権を尊重し認め合える意識づくり】

(1)男女共同参画の視点に立った意識改革

男女共同参画の理解促進・意識改革

家庭・職場・地域における慣習・慣行の見直し 等（全16項目）

評価	評価数
A	0
B	16
C	0
D	0

⇒ 理解促進、意識改革、慣行・慣習の見直し等、全てB評価となり一定の事業効果を得ている。次年度以降の計画も現状維持とする。

(2)男女共同を推進する教育・学習

あらゆる場における教育・学習会の充実 等（全14項目）

評価	評価数
A	0
B	14
C	0
D	0

⇒ 教育・学習会の充実等、全てB評価となり一定の事業効果を得ている。次年度以降の計画も現状維持とする。

(3)多様性の理解促進、人権の尊重

多様性を尊重する環境の整備

外国人住民に対する理解の促進 等（全5項目）

評価	評価数
A	0
B	5
C	0
D	0

⇒ 多様性を尊重する環境の整備、外国人住民に対する理解の促進等、B評価となり一定の事業効果を得ている。次年度以降の計画も現状維持とする。

基本目標Ⅱ 【誰もがいきいきと活躍できる社会づくり】

(1) 働き方を支える環境整備

働きやすい制度の普及啓発

仕事と生活(ワーク・ライフ・バランス)の促進

多様な働き方への相談・支援の充実 等 (全15項目)

評価	評価数
A	0
B	15
C	0
D	0

⇒ 全項目でB評価となり、一定の事業効果が得られた。働きやすい制度の普及啓発や仕事と生活の促進といった各施策が、計画通り概ね適切に運用・実施されていることを示している。次年度以降も現状を維持する。

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

自治体における政策・方針決定過程への女性の参画促進

女性の人材育成と情報提供 等 (全8項目)

評価	評価数
A	1
B	7
C	0
D	0

⇒ 全項目でAまたはB評価を得ており、一定の成果が得られた。次年度以降の計画についても現行の計画を維持する。

(3) 農山漁村における男女共同参画の促進

固定的役割分担意識の解消

魅力の発信

家族経営者協定づくりの推進 等 (全3項目)

評価	評価数
A	0
B	0
C	0
D	3

⇒ 全3項目ともD評価となった。令和6年度は具体的な活動実績がなかったが、引き続き農山漁村における固定的役割分担意識の解消、魅力の発信、および家族経営者協定づくりの推進を通じ、男女共同参画の促進に努める。

基本目標Ⅲ 【誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり】

(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力を防止する教育・啓発の推進

被害者の早期発見と相談体制の充実 等（全7項目）

評価	評価数
A	0
B	7
C	0
D	0

⇒ 全てB評価となり一定の事業効果を得ている。次年度以降の計画も現状維持とする。

(2) 防災・復興対策における男女共同参画の促進

防災・復興における女性の参画の拡大 等（全4項目）

評価	評価数
A	2
B	2
C	0
D	0

⇒ A及びB評価となり、一定の効果を得ている。次年度以降の活動も現状維持とし、防災・復興における女性の参画拡大を促進する。

(3) 生涯を通じ、健康で幸せに暮らせる環境の整備

生涯を通じた男女の健康支援の充実

多様な立場の人々に対する支援の充実 等（全19項目）

評価	評価数
A	0
B	19
C	0
D	0

⇒ 全てB評価となり、生涯を通じた健康支援や、多様な立場の人々への配慮に基づいた支援策など、着実な事業遂行がなされている。次年度以降も本水準を維持し、継続的な支援に取り組む。

全体評価

令和7年度評価

(全91項目)

評価	評価数
A	3
B	85
C	0
D	3

⇒ 第4次プランの3年目となる今年度も、全体として概ねAまたはB評価を維持しており、一定の成果を上げている。今後も現在の取組を基盤としつつ、事業の拡充を図る。D評価の項目については、次年度の実施・改善に向けて取り組む。

《地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の参画状況》

審議会数	55人
女性委員のいる審議会数	43人
委員総数	784人
女性総数	188人
女性の構成比	24.0%

審議会等への女性参画については、全体の約3分の1の審議会に女性委員が3割を超えるなど、着実な進展が見られる。一方で、充て職の状況や分野によっては依然として女性委員が少数、あるいは不在の審議会もあり、分野による偏りが課題となっている。

北茨城市議会議員

議員総数	19人
女性議員	3人
構成比	15.78%

市議会議員の女性比率が15.78%、審議会等においては24.0%となっており、いずれも前年度から横ばいの状況にある。議員については任期中のため構成に変動はなく、審議会等においても充て職の状況や専門分野によって女性委員が少数に留まるなど、依然として分野による偏りが課題となっている。